

## 宍粟市義務教育の振興に係る基本構想・前期基本計画（案）パブリックコメント実施要領

### 1 案件名

宍粟市義務教育の振興に係る基本構想・前期基本計画案に関するパブリックコメントについて

### 2 募集期間

平成29年12月20日（水）から平成30年1月26日（金）まで（38日間）

### 3 担当課

宍粟市教育委員会事務局 学校教育課

### 4 募集の趣旨

平成20年8月に策定した宍粟市義務教育の振興に係る基本構想および平成25年4月に策定した宍粟市義務教育の振興に係る後期基本計画の構想・計画期間がそれぞれ平成30年7月、平成30年4月に終了するため、宍粟市義務教育の振興に係る基本構想・前期基本計画の改訂を行います。

宍粟市義務教育の振興に係る基本構想・前期基本計画策定委員による協議の結果、作成された宍粟市義務教育の振興に係る基本構想・前期基本計画「しそうの子ども生き生きプラン」の素案について、パブリックコメントの募集を実施し、広く市民等の意見を反映します。

### 5 公表する資料

宍粟市義務教育の振興に係る基本構想・前期基本計画「しそうの子ども生き生きプラン」（案）【別添資料】

### 6 資料の閲覧場所および閲覧時間

場 所	時 間
教育委員会事務局学校教育課（市役所4階）	平日の午前8時30分～午後5時15分 (12月29・30・31日、1月1・2・3日、土日、祝日を除く)
各市民局まちづくり推進課	
三方町出張所	
市立図書館	火曜～木曜日・土曜日～日曜日 午前9時30分～午後5時30分  金曜日 午前9時30分～午後6時30分  (12月29・30・31日、1月1・2・3日、祝日を除く)
市ホームページ	募集期間最終日まで（終日）

## 7 意見を提出できる人

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所または事業所を有する個人、法人その他の団体
- (3) 上記(2)に勤務する者
- (4) 市内に在する学校に在学する者
- (5) パブリックコメントに付する事案に利害関係を有する者

## 8 意見を提出する様式

別添「意見書(様式第1号)」のとおり

## 9 意見の提出方法

提出方法	提出先
持参	上記の閲覧場所にご提出ください。
郵送	学校教育課あてにご郵送ください 〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬133-6 宍粟市教育委員会事務局学校教育課あて
ファックス	(0790)62-0065
電子メール	gakkokyoiku-ka@city.shiso.lg.jp  または  gakkokyoiku-ka@ed.city.shiso.hyogo.jp

## 10 注意事項

- ・意見を提出する際は、所定の様式により、必ず氏名および住所をご記入ください。  
(氏名および住所の記載がない場合は無効とします。)
- ・電話、口頭でのご意見はお受けできません。
- ・提出いただいた意見に対して、個別には回答しません。
- ・提出いただいた意見については、教育委員会において協議し、パブリックコメント実施結果としてホームページで公表します。なお、意見を提出いただいた方の氏名など、個人が特定できる情報は公開しません。